**誓　約　書**

　　年　　月　　日

相模原市長　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事主 | 住所 |  |
|  | 氏名 |  |

私は、次の各号のいずれにも該当しないことをここに誓約いたします。

この誓約に違反し、又はこの誓約に虚偽があり、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）第20条第１項又は第39条第１項の規定による許可の取消処分を受けたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

また、市長が必要と認めた場合は、（１）から（４）までのいずれかに該当するか否かの確認のため、神奈川県警察本部に照会がなされることを同意します。

（１）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

（２）法人であって、その役員のうちに（１）に該当する者があるもの

（３）暴力団員等がその事業活動を支配する者

（４）暴力団員等と密接な関係を有する者

（５）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（６）盛土規制法又は盛土規制法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者（市長が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）

（７）盛土規制法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

（８）その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者